

調布市監査委員告示第 6 号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和 3 年 5 月 2 6 日

調布市監査委員 玉木 國隆

調布市監査委員 岩倉 哲二

調布市監査委員 小林 市之

令和元年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	生活文化スポーツ部スポーツ振興課（調布市体育協会）
-----	---------------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) スポーツ振興課	<p>調布市総合体育館指定管理業務仕様書に定める体育館の貸切使用に係る団体登録の要件について、調布市の規則に定める内容と異なるものが見受けられた。</p> <p>調布市総合体育館条例施行規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>市内団体の登録において、実務では調布市総合体育館条例施行規則に基づき執行していたものの、仕様書における団体登録要件については、誤った内容のまま記載していました。</p> <p>そのため、令和2年5月8日付けで仕様書内容を修正し、引き続き、適正な事務の執行に努めるよう、スポーツ振興課と調布市体育協会を確認・共有を行いました。</p>
(2) 調布市体育協会	<p>(1) 体育館の利用料金の減額又は免除の取扱いについて、利用料金を免除すべき使用につき、誤って減額しているものが見受けられた。</p> <p>調布市総合体育館条例及び同施行規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 体育館の使用（貸切使用）に関する事務の取扱いを定めている体育協会の要綱について、規定の内容が誤っているものが見受けられた。</p> <p>適正な内容の要綱を整備されたい。</p>	<p>(1) 条例及び規則の認識が足りなかったことによる誤った対応でしたが、スポーツ振興課及び調布市体育協会にて改めて内容を確認し、今後は条例及び規則の規定に基づき、適正な事務の執行を徹底して参ります。</p> <p>(2) 指摘のあった部分も含め、スポーツ振興課と調布市体育協会にて共有のうえ、改めて内容を精査・整備し、令和3年3月29日のモニタリングで最終確認を行いました。</p>